印西市情報公開条例の改正（骨子案）

パブリックコメント閲覧資料

情報公開制度をより分かりやすく、円滑に運用するための見直し

ご意見を募集する内容

印西市情報公開条例について、開示決定等の期限、事案の移送、手数料制度を見直すことを検討しています。

本資料は、現時点の改正の骨子案を市民の皆さまに分かりやすくお知らせするものです。

意見募集期間（予定）

令和 8 年 11 月 18 日（水）から 12 月 2 日（水）まで

印西市　総務部　総務課

1　改正を検討する背景

近年、公文書の開示請求件数が増加し、対象文書の検索範囲が広い請求や、複数の課にまたがる請求、多量の公文書を対象とする請求が見られます。これにより、文書の検索・特定、内容確認、決定通知の作成などに要する時間も増加しています。

また、開示請求書を本来の請求先とは異なる実施機関に提出した場合、請求者に請求書の訂正や再提出をお願いする必要があり、請求者と市の双方に負担が生じています。

今回の見直しの基本的な考え方

情報公開制度が市政の透明性を確保し、市政への理解と信頼を深めるための重要な制度であることを踏まえ、制度を利用しやすい環境の確保に配慮しつつ、請求者の利便性、事務処理の円滑化及び公平な費用負担の両立を図ります。

2　改正案の全体像（主な３点）

No.	見直す項目	現在	改正案
1	開示決定等の期限の変更	請求があった日から 14 日以内	請求があった日から 30 日以内 ※国の情報公開法や個人情報保護法で定める開示期限と整合を図る
2	事案の移送制度の新設	開示請求書を、公文書を実際に保有する実施機関とは異なる実施機関に提出した場合、請求者は宛先の訂正又は再提出が必要	実施機関相互間で、請求書を正しい実施機関へ移送できる制度を新設することで、請求者による訂正又は再提出が不要
3	手数料制度の新設	閲覧は無料。写しの作成・送付等の実費を負担	開示請求手数料を公文書１件につき 300 円とし、あわせて開示実施手数料を設定 ※開示実施手数料は、写しの作成費用を含み、開示請求手数料の範囲内であれば、追加の負担はなし

3　改正案の内容

見直し１　開示決定等の期限の変更

改正案

開示決定等の期限を「請求があった日から 14 日以内」から「30 日以内」へ見直します。

見直しの理由

- 請求の対象となる公文書が大量である場合や、請求内容が複雑である場合に、対象文書の検索、特定及び内容確認に必要な時間を確保するため。
- 国の情報公開法に基づく開示請求と、市の保有個人情報に係る開示請求は、いずれも開示決定等の期限が原則 30 日以内です。市の情報公開条例に基づく開示請求についても同じ期限とし、国の制度及び市の関連制度との整合を図ります。
- 現行の 14 日以内という期限では、期限を延長して対応する請求が多く、その都度、延長の判断や通知書の作成などの事務が生じています。このため、期限を 30 日以内に見直し、期限延長の手続に伴う職員の事務負担を軽減するため。

請求者への配慮

- 30 日は原則としての処理期限であり、期限にかかわらず、可能な限り速やかな決定・開示に努めます。

見直し２　「事案の移送」制度の新設

改正案

開示請求書を、本来の請求先とは異なる実施機関に提出した場合、請求書を正しい実施機関へ移送できる制度を設けます。移送したときは、請求者へ書面でお知らせします。

例　教育委員会が保有する公文書について、市長宛てに開示請求が提出された場合

現在	請求者が、宛先の訂正又は再提出を行う。
改正後	市長から教育委員会へ請求書を移送し、教育委員会が開示決定等を行う。 ※請求者が、訂正や再提出をする必要はありません。

見直し３　手数料制度の新設

改正案

手数料について、①開示請求手数料を新設し、これまでの「写しの作成・交付に要する費用」を②開示実施手数料とします。

①開示請求手数料は、公文書１件につき 300 円です。②開示実施手数料は、閲覧、コピー、オンライン交付など、実際の開示方法に応じて計算します。

ただし、②開示実施手数料については、①開示請求手数料の額の範囲内であれば、追加の負担が生じない制度とします。

手数料を設ける理由

開示請求の処理には、文書の検索・特定、内容審査、決定通知書の作成、開示のための加工や交付など、多くの職員の作業と時間が必要です。これらに要する人件費を含めた実際の行政コストは、開示請求手数料の額を上回りますが、その全額を請求者に負担していただくものではありません。制度の利用しやすさに配慮しつつ、制度を利用する方と利用しない方との公平性を確保するため、行政コストの一部について負担をお願いす

るものです。金額は、国の情報公開法や県内で手数料を設定している自治体の水準を参考に設定します。

① 開示請求手数料とは

公文書の検索・特定、内容の確認、開示・不開示の判断、決定通知書の作成など、開示請求を処理するための手数料です。請求する公文書 1 件につき 300 円を、原則として請求時に納付することとします。

「公文書 1 件」は、起案、供覧等の手続を一にするものとします。請求時に件数を確定できない場合は、対象文書を特定した後に件数と金額をお知らせします。

「公文書 1 件」の数え方の例

請求対象の例	件数の考え方
一つの起案書、本文及び添付資料	1 件
一つの供覧書と添付された報告書・写真	1 件
同一業者との別々の契約 3 件	3 件
同一制度に基づく 10 人分の申請書	10 件
一つの電子決裁に添付された Word、Excel、PDF	1 件
1 回の開催に係る会議・審議会・説明会等の開催通知、資料、議事録	1 件
異なる日程（3 回）における会議・審議会・説明会等の各議事録	3 件 ※同一内容の説明を複数回に分割している場合は 1 件

・請求時に公文書の件数を確定できない場合は、対象となる公文書を特定した後、請求者に件数及び納付額をお知らせし、請求を継続するか確認します。請求者は、納付前に請求内容を変更し、又は請求を取り下げることができます。

② 開示実施手数料とは

開示決定後に、閲覧、紙のコピー、オンライン交付、光ディスクへの複写、録音・映像の視聴など、希望する開示方法に応じて算定する手数料です。主な金額は次のとおりです。

・紙で保有している文書をスキャンしてオンラインで交付する場合は、1 枚につき 10 円です。

・もともと電子データとして保有している文書をオンラインで交付する場合は、1 ファイルにつき 210 円です。

・現在無料の閲覧も、改正後は開示実施手数料の算定対象となります。ただし、納付済みの開示請求手数料の範囲内であれば、開示時の追加支払いはありません。

・紙の写しの交付を受ける場合は、実際に閲覧を行わない場合でも、閲覧に係る額と写しの作成に係る額を合算します。

公文書・開示方法	開示実施手数料の案	単位
文書・図画の閲覧	100 枚までごとに 100 円	100 枚単位
紙の写し（白黒）	1 枚 10 円	1 枚
紙の写し（カラー）	1 枚 20 円	1 枚
文書・図画のオンライン交付	1 枚 10 円	1 枚
電磁的記録を紙で閲覧	100 枚までごとに 100 円	100 枚単位
電磁的記録を紙で交付（白黒）	1 枚 10 円	1 枚
電磁的記録を紙で交付（カラー）	1 枚 20 円	1 枚
電磁的記録のオンライン交付	1 ファイル 210 円	1 ファイル

公文書・開示方法	開示実施手数料の案	単位
光ディスクで交付	1 ファイル 210 円 ＋ディスク 1 枚 90 円	1 ファイル ・1 枚
電磁的記録の視聴・聴取	410 円	1 ファイル

※日本産業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙を想定しています。送付を希望する場合の郵送料等は、現行どおり、別途実費負担です。

重要：請求対象となる公文書が 1 件の場合、開示実施手数料 300 円までは追加負担なし

開示実施手数料の合計額から、その請求について納付した開示請求手数料を控除します。

請求対象となる公文書が 1 件の場合、開示実施手数料が 300 円以下であれば、開示時の追加支払いはありません。300 円を超えた場合は、その超えた額を追加で支払います。

開示実施手数料の計算方法

追加で支払う額 ＝ 開示実施手数料の合計額 － 開示請求手数料

※計算結果が 0 円以下の場合、追加の支払いはありません。

開示方法の例（公文書 1 件）	実施手数料	控除額	追加支払額
白黒コピー20 枚（公文書 1 件）	300 円 （閲覧 100 円、 写し 200 円）	300 円	0 円
白黒コピー50 枚（公文書 1 件）	600 円 （閲覧 100 円、 写し 500 円）	300 円	300 円
電磁的記録のオンライン交付 1 ファイル（公文書 1 件）	210 円	210 円	0 円
電磁的記録のオンライン交付 2 ファイル（公文書 1 件）	420 円	300 円	120 円
CD-R で 1 ファイル交付 （公文書 1 件）	300 円 （1 ファイル 210 円、 光ディスク代 90 円）	300 円	0 円
電磁的記録 1 ファイルを視聴 （公文書 1 件）	410 円	300 円	110 円

具体例

・白黒コピー20 枚（公文書 1 件）の場合：開示請求時に 300 円を納付します。文書・図画の閲覧に係る 100 円と、コピー代 20 枚×10 円＝200 円を合計すると、開示実施手数料は 300 円となります。開示請求手数料 300 円の範囲内であるため、開示時の追加支払いはありません。

・白黒コピー50 枚（公文書 1 件）の場合：開示請求時に 300 円を納付します。文書・図画の閲覧 100 円と、コピー代 50 枚×10 円＝500 円を合わせた開示実施手数料は 600 円です。開示請求手数料 300 円を差し引き、開示時に 300 円を追加で支払います。

・電磁的記録 1 ファイル（公文書 1 件）をオンラインで受け取る場合：開示請求時に 300 円を納付します。開示実施手数料は 210 円ですが、開示請求手数料 300 円の範囲内であるため、開示時の追加支払いはありません。

・複数の公文書を一度に請求した場合は、公文書ごとに開示実施手数料を算定し、それぞれについて開示請求手数料を差し引きます。公文書間で控除額の残額を通算することはできません。

負担軽減の仕組み

・開示実施手数料が開示請求手数料の額の範囲内であれば、追加の負担はありません。

・生活保護を受けている方や災害に見舞われた方を対象として、開示請求手数料及び開示実施手数料の免除制度を設けます。免除の対象者、申請方法、必要書類及び郵送料等の取扱いは、規則で定めます。

・オンライン決済と、ちば電子申請サービスを活用した電磁的記録の開示を導入予定です。

・請求前に対象文書を特定しやすくするため、文書リストを整備します。

納付時期の考え方

開示請求手数料は、原則として請求時に納付します。請求時に件数を確定できない場合は、文書特定後に件数と金額をお知らせします。

公文書ごとに算定した開示実施手数料が、その公文書に係る開示請求手数料を超える場合は、その差額を開示の実施時に納付します。

4　特にご意見をいただきたい点

- 開示決定等の原則期限を 14 日以内から 30 日以内へ見直すことについて
- 請求先を誤った場合に、実施機関の間で請求書を移送する制度について
- 公文書 1 件につき 300 円の開示請求手数料を設けることについて

5　今後の予定

時期	内容
令和 8 年 11 月～12 月	パブリックコメントの実施
令和 9 年 3 月　市議会定例会	条例改正案を提出予定
令和 9 年 4 月～9 月	制度周知、運用基準等の整備
令和 9 年 10 月 1 日	改正条例を施行予定

注記

本資料に記載した内容は検討中の内容です。パブリックコメントの結果、審査その他の手続により、内容や施行時期を変更する場合があります。